

令和2年6月2日

お客様各位

加茂信用金庫

預金規定改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、下記預金規定につきまして、令和2年7月1日から「期限前解約利率」の算出方法を変更し、預金規定の改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

記

1. 改定する預金規定

- ◆自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ◆期日指定定期預金規定
- ◆積立定期預金規定
- ◆財形年金預金規定
- ◆変動金利定期預金規定
- ◆財産形成期日指定定期預金規定
- ◆財形住宅預金規定

2. 改定日

令和2年7月1日(水)

※改定日以前に預入れもしくは自動継続された定期預金等にも適用されます。

3. 期限前解約利率の算出方法

○改定前

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および各預金規定で定めた預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算します。

●改定後（下線部が変更箇所）

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および各預金規定で定めた預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算します。

※「各預金で定めた預入期間に応じた利率」は各預金規定をご覧ください。

以上